平成２６年（フ）第１４２号
広島県福山市加茂町字中野880番地１　ディマンシュ・Ｍ　Ｂ201
債務者　江村　　瞳
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第５３９号
名古屋市西区江向町６丁目５番地　シャトー伊藤202号
債務者　浅川　磨海
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８２８号
札幌市手稲区前田９条11丁目７番11号　マウンテンハイツ２号
債務者　斎藤　達也
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８４９号
札幌市白石区南郷通２丁目南９番７―602号
債務者　前田　一也
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８５２号
札幌市白石区中央２条４丁目３番16号　サンコート白石301号
債務者　山本　壽子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８５３号
札幌市豊平区平岸１条５丁目２番13号　202号
債務者　近藤　容代
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８８５号
札幌市豊平区平岸４条14丁目４番38―401号
債務者　水野　和幸
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９５号
札幌市東区北32条東17丁目３番１―101号
債務者　山田　卓史
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９６号
札幌市東区北32条東17丁目３番１―101号
債務者　山田美菜美
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９９号
札幌市白石区北郷８条10丁目３番24号　ハイツ竹花102号、申立時の住所札幌市白石区川北５条１丁目４番８号
債務者　吉原由希子（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９２２号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目18番22号　フォレスト月寒東201号
債務者　澤向　信行
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９３５号
札幌市南区真駒内本町５丁目７番３―108号
債務者　有馬　由香（旧姓大澤・大坂）
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９４５号
札幌市豊平区平岸２条３丁目１番10号　コーポ寿美202号
債務者　後藤玲央奈
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８９号
札幌市白石区平和通６丁目南４番10―301号
債務者　森　　怜子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０１５号
札幌市西区琴似２条６丁目１番35―215号
債務者　小室　武史
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０７２号
札幌市北区北21条西５丁目２番10―101号
債務者　白木　忠典
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３３号
群馬県前橋市広瀬町３丁目32番地２　２―203号
債務者　森　　和男
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係